

## ○宮古島市海岸管理条例施行規則

平成31年 3月29日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市海岸管理条例（平成31年宮古島市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用の許可申請)

第2条 条例第4条の規定による許可を受けようとする者は、海岸占用許可申請書（様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請が海岸の形状を変更する工事施工等を伴う場合においては、沖縄県知事に協議して占用の許可を決定しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請に対し許可したときは、海岸占用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(行為等の許可申請)

第3条 条例第8条第1項第1号の規定による許可を受けようとする者は、その区分に従い海岸における土石採取許可申請書（様式第3号）、海岸における施設等の新設（改築）許可申請書（様式第4号）又は海岸における土地の掘削等の許可申請書（様式第5号）に、別表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 条例第8条第1項第2号の規定による許可を受けようとする者は、海岸行為許可申請書（様式第6号）に、別表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の申請が海岸の形状を変更する工事施工等を伴う場合においては、沖縄県知事に協議して許可を決定しなければならない。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による申請に対し許可したときは、海岸における土石採取許可書（様式第7号）、海岸における施設等の新設（改築）許可書（様式第8号）、海岸における土地の掘削等の許可書（様式第9号）又は海岸行為許可書（様式第10号）を申請者に交付するものとする。

(占用の許可更新申請等)

第4条 条例第4条の規定による占用の許可を受けた者は、許可期間が満了する場合において、当該許可の更新を受けようとするときは許可期間満了の日の30日前までに海岸占用期間更新許可申請書（様式第11号）に、別表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対し許可したときは、海岸占用期間更新許可書（様式第12号）を申請者に交付するものとする。

3 第1項の申請がなされた後、許可期間が経過するまでに当該申請に対する処分がなされなかったときは、当該処分がなされるまでの間は、従前と同様の条件により当該行為について許可を受けたものとみなす。

（許可事項の変更申請）

第5条 条例第4条、第8条の規定による許可を受けた者が許可に係る事項を変更しようとするときは、海岸許可事項の変更許可申請書（様式第13号）に別表に掲げる書類を添えて、市長に提出して許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対し許可したときは、海岸許可事項の変更許可書（様式第14号）を申請者に交付するものとする。

（許可標識の設置）

第6条 次の各号に掲げる許可を受けた者は、当該許可に係る行為を行う場所の見やすい箇所に、当該各号に掲げる標識を許可期間中設置しなければならない。ただし、市長が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 条例第4条に係る許可

海岸における占用許可標識（様式第15号）

(2) 条例第8条第1項第1号に係る許可

海岸における土石採取許可標識（様式第16号）又は海岸における土地の掘削等許可標識（様式第17号）

（占用料等の減免）

第7条 条例第16条の規定により、占用料を免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 国、沖縄県及び本市又は本市の機関が公益の目的で占用する場合

(2) 公共的団体が公益の目的で占用する場合

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育上の目

的で占用する場合又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所等の児童福祉施設が児童福祉の目的で占用する場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

2 条例第16条の規定により、土石採取料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 国、沖縄県及び本市又は本市の機関が公益の目的で採取する場合 全額

(2) 公共的団体が公益の目的で採取する場合 全額

(3) 学校教育法第1条に規定する学校が教育上の目的で採取する場合又は児童福祉法第7条第1項に規定する保育所等の児童福祉施設が児童福祉の目的で採取する場合 全額

(4) 民間団体が調査目的で採取する場合 土石採取料の2分の1の額

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合 市長が必要と認める額

3 占用料等の減免を受けようするものは、第2条第1項の規定による海岸占用許可申請書又は第3条第1項の規定による海岸における土石採取許可申請書と同時に、海岸占用料等減免承認申請書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請に対し占用料等の減免を承認したときは、海岸占用料等減免承認書（様式第19号）を交付するものとする。

5 第2項の規定による減額後の占用料等が100円に満たない場合は、全額を免除する

（工事の着手及び完了の届出）

第8条 許可を受けた者は、当該許可に係る工事その他の行為に着手しようとするとき、又は当該工事その他の行為を完了したときは、直ちに海岸における工事着手等届出書（様式第20号）を市長に提出しなければならない。

（工事等の廃止の届出）

第9条 許可を受けた者は、当該許可に係る工事その他の行為を廃止しようとするときは、廃止届出書（様式第21号）を市長に提出しなければならない。

（住所氏名変更の届出）

第10条 許可を受けた者は、住所又は氏名（法人にあってはその名称）を変更

したときは、その変更の日から2週間以内に住所氏名変更届出書（様式第22号）を市長に提出しなければならない。

（地位の承継）

第11条 条例第22条の規定により地位を承継した者は、その承継の日から2週間以内に地位承継届出書（様式第23号）を市長に提出しなければならない。

（権利の譲渡）

第12条 条例第23条の規定により許可を受けようとする者は、権利譲渡許可申請書（様式第24号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対し許可したときは、権利譲渡許可書（様式第25号）を申請者に交付するものとする。

（申請書等の提出部数）

第13条 この規則の規定により市長に提出すべき申請書又は届出書の部数は、正本1部及び副本1部とする。ただし、第3条第2項に係る申請については、正本2部及び副本1部とする。

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条—第5条関係）

添付書類一覧表

第2条第1項の添付書類	第3条第1項の添付書類	第3条第2項の添付書類	第4条第1項の添付書類	第5条の添付書類
計画説明書及び設計書	計画説明書及び設計書	計画説明書及び設計書	位置図 平面図	変更説明書及び設計書
位置図	位置図	位置図	許可証の写し	位置図
平面図	平面図	平面図	現況写真	平面図
求積図	求積図	求積図	利害関係者の承諾書	求積図
縦断図及び横断図	縦断図及び横断図	縦断図及び横断図	その他市長が	縦断図及び横断図

構造図	構造図	構造図	必要と認める	許可書の写し
現況写真	現況写真	現況写真	もの	現況写真
利害関係者の承諾書	利害関係者の承諾書	利害関係者の承諾書		その他市長が必要と認める
地元自治会の同意書	地元自治会の同意書	地元自治会の同意書		もの
その他市長が必要と認めるもの	その他市長が必要と認めるもの	その他市長が必要と認めるもの		

#### 備考

計画説明書及び設計書：工事の施工方法その他必要な事項を詳細に記載したもの

位置図：申請場所の位置を明らかにしたもの

平面図：縮尺は、500分の1から1000分の1までを標準とし、付近の海岸保全施設その他重要な工作物を明記して、申請場所の周辺の現況を明らかにしたもの

求積図：縮尺は、100分の1から200分の1までを標準とし、面積算出の方法を明らかにし、計算表を添付したもので、官民境界を明示したもの

縦断図及び横断図：縮尺は、100分の1から200分の1までを標準とし、干潮及び満潮位を記載したもの。第3条第1項の図面には、掘削深を朱書すること。

構造図：縮尺は、100分の1を標準とし、新築若しくは改築しようとする施設又は工作物の構造及び寸法を明示したもの

現況写真：申請前30日以内に撮影したもので、申請場所及び付近を明らかにしたもの

様式第1号(第2条関係)

海岸占用許可申請書

年 月 日

宮古島市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話  
担当者氏名

占 用 の 目 的	
占 用 の 場 所	
占 用 の 面 積	
占 用 の 期 間	
施設又は工作物の構造	
工 事 実 施 の 方 法	
工 事 実 施 の 期 間	

備考

様式第2号(第2条関係)

宮観観第 号

海岸占用許可書

住所

氏名

年 月 日付けで申請のあった海岸の占用については、下記のとおり許可します。

年 月 日

宮古島市長

許 可 の 事 項	
許 可 の 場 所	
許 可 の 期 間	
根 拠 条 文	宮古島市海岸管理条例第4条、第14条
占 用 料 等 の 額	
許 可 の 条 件	

備考

様式第3号(第3条関係)

海岸における土石採取許可申請書

年 月 日

宮古島市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話  
担当者氏名

採取の目的	
採取の場所	
採取量	
採取の方法	
採取の期間	

備考

様式第4号(第3条関係)

海岸における施設等の新設(改築)許可申請書

年 月 日

宮古島市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話  
担当者氏名

新設(改築)の目的	
新設(改築)の場所	
新設(工作物)の構造	
工事実施の方法	
工事実施の期間	

備考

様式第5号(第3条関係)

海岸における土地の掘削等の許可申請書

年 月 日

宮古島市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話  
担当者氏名

掘削(盛土、切土等)の目的	
掘削(盛土、切土等)の場所	
掘削(盛土、切土等)の内容	
掘削(盛土、切土等)の方法	
掘削(盛土、切土等)の期間	

備考

様式第6号(第3条関係)

海岸行為許可申請書

年 月 日

宮古島市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話  
担当者氏名

行為の目的	
行為の場所	
行為の内容	
行為の方法	
行為の期間	

備考

様式第7号(第3条関係)

宮観観第 号

海岸における土石採取許可書

住所

氏名

年 月 日付で申請のあった海岸における土石採取については、下記のとおり許可します。

年 月 日

宮古島市長

許 可 の 事 項	
許 可 の 場 所	
許 可 の 期 間	
根 拠 条 文	宮古島市海岸管理条例第8条、第14条
土 石 採 取 料 の 額	
許 可 の 条 件	

備考

様式第 8 号(第 3 条関係)

宮観観第 号

海岸における施設等の新設(改築)許可書

住所

氏名

年 月 日付で申請のあった海岸における施設等の新設(改築)については、下記のとおり許可します。

年 月 日

宮古島市長

許可の事項	
許可の場所	
許可の期間	
根拠条文	宮古島市海岸管理条例第 8 条
許可の条件	

備考

様式第9号(第3条関係)

宮観観第 号

海岸における土地の掘削等の許可書

住所

氏名

年 月 日付で申請のあった海岸における土地の掘削等については、下記のとおり許可します。

年 月 日

宮古島市長

許 可 の 事 項	
許 可 の 場 所	
許 可 の 期 間	
根 拠 条 文	宮古島市海岸管理条例第8条
許 可 の 条 件	

備考

様式第 10 号(第 3 条関係)

宮観観第 号

海岸行為許可書

住所

氏名

年 月 日付で申請のあった海岸行為については、下記のとおり許可します。

年 月 日

宮古島市長

許 可 の 事 項	
許 可 の 場 所	
許 可 の 期 間	
根 拠 条 文	宮古島市海岸管理条例第 8 号
許 可 の 条 件	

備考

海岸占用期間更新許可申請書

年 月 日

宮古島市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話  
担当者氏名

継続占用の目的	
継続占用の場所	
継続占用の面積	
継続占用の期間	
期間継続の理由	

備考

様式第 12 号(第 4 条関係)

宮観観第 号

海岸占用期間更新許可書

住所

氏名

年 月 日付で申請のあった海岸占用期間更新については、下記のとおり許可します。

年 月 日

宮古島市長

許 可 の 事 項	
許 可 の 場 所	
許 可 の 期 間	
根 拠 条 文	宮古島市海岸管理条例第 11 条
占 用 料 等 の 額	
許 可 の 条 件	

備考

海岸許可事項の変更許可申請書

年 月 日

宮古島市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話  
担当者氏名

変 更 の 目 的	
変 更 の 場 所	
変 更 の 内 容	
変 更 の 方 法	
変 更 の 期 間	

備考

様式第 14 号(第 5 条関係)

宮観観第 号

海岸許可事項の変更許可書

住所

氏名

年 月 日付で申請のあった海岸許可事項の変更については、下記のとおり許可します。

年 月 日

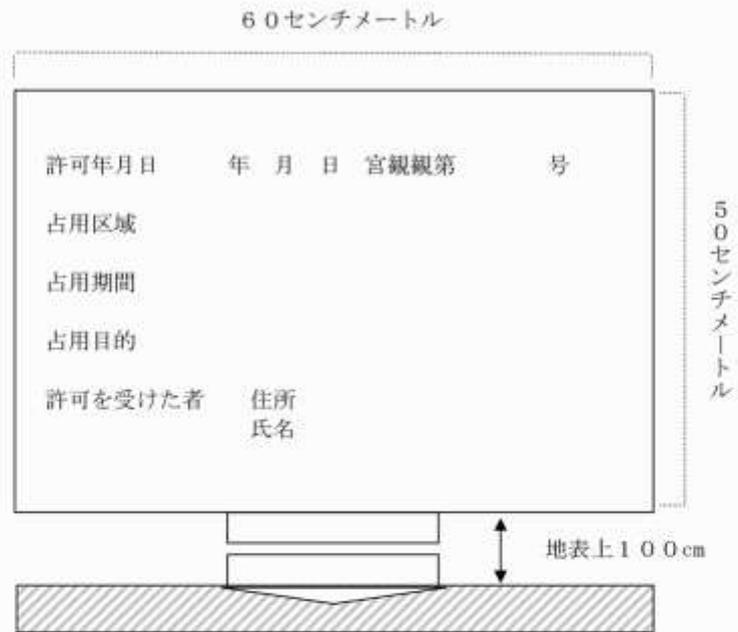
宮古島市長

許 可 の 事 項	
許 可 の 場 所	
許 可 の 期 間	
根 拠 条 文	宮古島市海岸管理条例第 12 条、第 14 条
占 用 料 等 の 額	
許 可 の 条 件	

備考

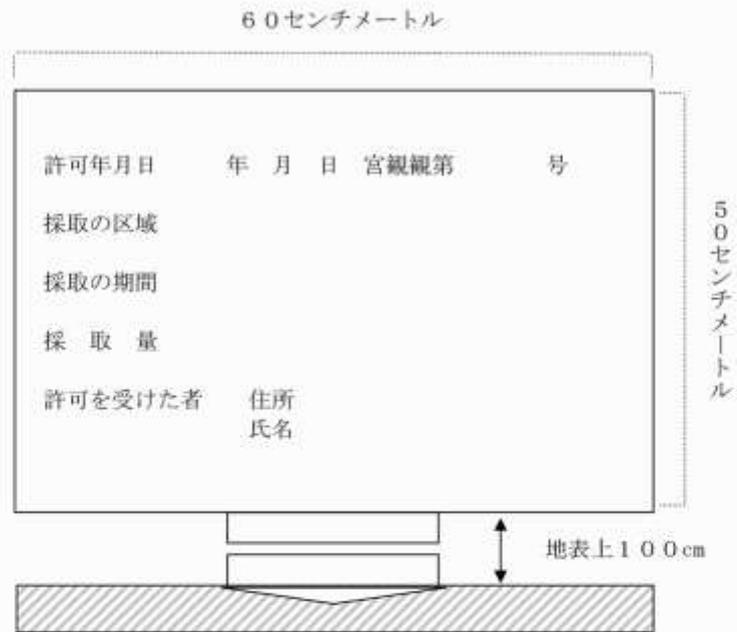
様式第 15 号(第 6 条関係)

海岸における占用許可標識



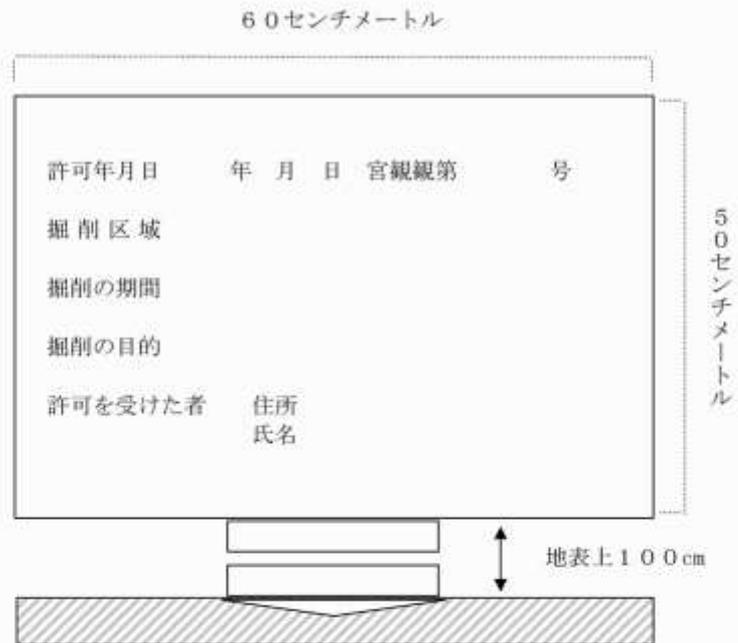
様式第 16 号(第 6 条関係)

海岸における土石採取許可標識



様式第 17 号(第 6 条関係)

海岸における土地の掘削等許可標識



様式第 18 号(第 7 条関係)

<p>海岸占用料等減免承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮古島市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 印 電話 担当者氏名</p> <p>宮古島市海岸管理条例第16条に基づき、下記の理由により、減免して下さるよう申請します。</p>				
利用の目的 (タイトル)				
利用の種類	<input type="checkbox"/> 占有	<input type="checkbox"/> 土石採取		
利用の期間				
減免の理由				
上記申請に基づき、次のとおり決定してよいですか。				
決定区分	① 承認する 免除・減額	規 定 額	円	減 免 割 引 円
		減 額	円	
	② 承認しない	減 額 後 額	円	
決定理由	宮古島市海岸管理条例施行規則 第7条第 項第 号を適用する。			

※太枠内は記入しないでください。

様式第 19 号(第 7 条関係)

宮観視第 号

海岸占用料等減免承認書

住所

氏名

年 月 日付で申請のあった占用料等の減免については、下記のとおり許可します。

年 月 日

宮古島市長

許 可 の 事 項	
許 可 の 場 所	
許 可 の 期 間	
根 拠 条 文	宮古島市海岸管理条例第 16 条
正 規 の 占 用 料 等	
減 額 後 の 占 用 料 等	

備考

様式第 20 号(第 8 条関係)

海岸における工事着手等届出書

年 月 日

宮古島市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話  
担当者氏名

届けの区分(該当する事項を○で囲むこと。)	着手	完成
許可年月日	年 月 日	宮観観第 号
海岸名		
工事の目的		
工事の場所		
工事実施の期間		
工事の着手又は完成の年月日		
工事の現場責任者		

備考

様式第 21 号(第 9 条関係)

廃止届出書

年 月 日

宮古島市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話  
担当者氏名

工事等の名称又は使用施設名	
許可年月日	年 月 日 宮観観第 号
海岸名	
工事等又は使用の場所	
許可の期間	
工事等又は使用の廃止の年月日	
工事等又は使用の廃止の理由	

備考

住所氏名変更届出書

年 月 日

宮古島市長 様

申請者 住所  
氏名 印

宮古島市海岸管理条例第 21 条の規定により、次のとおり届け出します。

海 岸 名
許可年月日 年 月 日 宮観観第 号
許可の内容
変更の年月日
変更の事項
変更内容 新 旧
変更の理由

備 考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者が個人である場合においては戸籍抄本又は住民票抄本を、法人である場合においては登記簿抄本を添付すること。

地位承継届出書

年 月 日

宮古島市長 様

届出承継人 住所  
氏名

印

海岸名

承継する地位に係る許可年月日

年 月 日

宮観観第

号

許可を受けた場所

許可の期間

許可を受けた事項の概要

承継の原因又は理由

添付書類

- (1) 許可書の写し
- (2) 許可を受けた場所の見取図
- (3) 地位を承継した事実を証明する書類
- (4) その他参考資料

権利譲渡許可申請書

年 月 日

官古島市長 様

申請者譲受人 住所  
氏名 印  
担当者氏名

譲渡人 住所  
氏名 印  
電話  
担当者氏名

海岸名
譲渡しようとする権利の許可年月日 年 月 日 官観線第 号
譲渡しようとする権利の内容
譲渡の理由
譲受け後の利用計画

添付書類

- (1) 許可書の写し
- (2) 権利譲渡の場所の見取図
- (3) その他参考資料

様式第 25 号(第 12 条関係)

宮観観第 号

権利譲渡許可書

住所

氏名

年 月 日付で申請のあった権利譲渡については、下記のとおり許可します。

年 月 日

宮古島市長

許 可 の 事 項	
許 可 の 場 所	
許 可 の 期 間	
根 拠 条 文	宮古島市海岸管理条例第 23 条
許 可 の 条 件	

備考

様式第1号 (第2条関係)  
様式第2号 (第2条関係)  
様式第3号 (第3条関係)  
様式第4号 (第3条関係)  
様式第5号 (第3条関係)  
様式第6号 (第3条関係)  
様式第7号 (第3条関係)  
様式第8号 (第3条関係)  
様式第9号 (第3条関係)  
様式第10号 (第3条関係)  
様式第11号 (第4条関係)  
様式第12号 (第4条関係)  
様式第13号 (第5条関係)  
様式第14号 (第5条関係)  
様式第15号 (第6条関係)  
様式第16号 (第6条関係)  
様式第17号 (第6条関係)  
様式第18号 (第7条関係)  
様式第19号 (第7条関係)  
様式第20号 (第8条関係)  
様式第21号 (第9条関係)  
様式第22号 (第10条関係)  
様式第23号 (第11条関係)  
様式第24号 (第12条関係)  
様式第25号 (第12条関係)